

自動販売機設置事業者募集要項

この公募に参加を希望される方は、法令、新発田市の条例、規則、規程及びこの募集要項によるとともに、現地を確認し、現状等を承知されたうえでお申込みください。

1 公募物件（対象自動販売機一覧表）

対象自動販売機は、次のとおりです。各自動販売機の仕様等の詳細は、基本仕様書及び物件別仕様書をご確認ください。

物件番号	施設名称	設置場所	設置台数	取扱品目	最低加算率
6	紫雲の郷館	1階ホール	1	アイス	10.0%

2 公募参加資格（公告日現在）

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。また、法人においては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当しない者。
- (5) 上記(4)に該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (6) 参加資格確認に必要な書類を提出する時に、市税に滞納がない者であること。
- (7) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。

3 質問及び回答

自動販売機設置の仕様について疑義がある場合には、本市に対して説明を求めることができます。

① 受付期間	令和7年3月3日（月曜日）から令和7年3月5日（水曜日）まで 午前9時から午後5時15分まで（閉庁日を除く）
② 提出方法	指定の書式「質問書（様式8）」により、持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。電話や口頭等による質問は受け付けません。
③ あて先	新発田市観光振興課 FAX：0254-26-8585 E-mail:kanko@city.shibata.lg.jp

④ 質問及び回答	新発田市公式ウェブサイトに掲載します。(質問者名は掲載しません。) 最終回答日時 令和7年3月6日(木曜日)午後5時
⑤ その他	質問への回答内容は、この募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するものであり、必ず質問及び回答を確認してください。選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。 ファクシミリ・電子メールで送付した場合、必ずその旨を電話連絡してください。なお、質問は各事業者1回限りとします。

4 現地確認

現地説明会は行いません。機種によって商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、事前に設置場所の確認を行ってください。設置場所の確認を行う場合は、物件別仕様書に記載の「施設所管課」に事前に連絡のうえ行ってください。

本募集要項、基本仕様書及び物件別仕様書と現況が違う場合、現況が優先するものとします。

5 自動販売機加算金及び設置事業者の選考方法について

「1 公募物件(対象自動販売機一覧表)」に記載の自動販売機加算率(以下「加算率」という。)の見積りをしてください。市が予定する最低加算率以上で加算率の見積りをした者の中から、見積もった加算率の最も高い者を設置事業者として決定します。

設置の許可に係る使用料及び光熱水費相当額については別途徴しますので、自動販売機加算金には含まないでください。

自動販売機加算金とは

自動販売機に係る各月ごとの売上合計額(消費税及び地方消費税相当額を含む)に自動販売機加算率を乗じた額とします。

6 見積書

- (1) 見積りは、所定の見積書を使用してください。様式は市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- (2) 見積書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、加算率の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 加算率は、アラビア数字(算用数字)を使用し、小数第一位まで記載してください。
- (5) 参加者は、その郵送した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する見積り及び次のいずれかに該当する見積りは、**無効**とします。
 - ① 参加資格のない者のした見積り
 - ② 最低加算率に達しない加算率を記載した見積り
 - ③ 加算率を改ざんし、又は訂正した見積り(訂正印を押印していても無効になります)
 - ④ 記入事項を判読できない見積り
 - ⑤ 見積り事項の一部又は全部が記入されていない見積り
 - ⑥ 記名押印のない見積り
 - ⑦ 同一者が2通以上の見積書を提出した見積り(代理人によるものも含む。)
 - ⑧ 送付先に到達期間内に到達しなかった見積り
 - ⑨ その他見積りの条件に違反した見積り

7 見積書等の提出（郵送又は持参方式）

見積書提出方法	書留又は簡易書留郵便による郵送、あるいは持参方式 ※ 普通郵便による見積書の提出は無効となります。 ※ 郵送又は持参した見積書の書換え、引換え又は撤回はできません。
受付期間	令和7年3月7日（金曜日）から令和7年3月13日（木曜日） 午後5時15分必着 ※ 直接持参される場合は、新発田市観光振興課までお越しください。 受付時間は、閉庁日を除く、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時15分までです。 ※ 期間後到着の郵送提出は無効となります。 ※ 見積書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。
提出先	〒957-0055 （新潟県新発田市諏訪町1-2-11 イクネスしばた MINTO 館1階） 新発田市観光振興課 観光施設係 自動販売機公募担当 宛
提出書類等	●参加申込書（様式1） ●見積書（様式2） ア 記載方法は、「6 見積書」をご参照ください。自動販売機加算率を記入した見積書のみ提出してください。 イ 見積書に必要な事項を記入・押印してください。 ●誓約書（様式3） ●販売品目等一覧表（様式4） ●法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し（許認可等を受けるのが後日となる場合は、許認可後に提出すること。） ●納税証明書（「市税の滞納がない」証明書） ※提出日から3か月以内に発行されたものに限り（写し可）。

8 見積りの辞退

- 1 見積書の提出後、選考前までは見積り参加を辞退することができます。
- 2 見積り参加を辞退する場合は、見積り辞退届に記名押印のうえ、新発田市観光振興課に見積り辞退届を直接ご提出ください。使用する印は印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の印鑑を使用してください。

受付期間	令和7年3月7日（金曜日）から令和7年3月13日（木曜日）まで 閉庁日を除く、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時15分まで ※ 最終日は、受付時間を午前9時から午前10時までのみとします。 ※ 持参以外による見積り辞退届の提出はできません。
提出先	新発田市観光振興課 イクネスしばた MINTO 館1階
必要書類等	見積り辞退届（様式5） (1) 記名押印し、物件番号を記載してください。 (2) 封印の必要はありません。

9 選考

会場	イクネスしばた行政棟 3階 多目的室6
日時	令和7年3月14日（金曜日） 午前10時から
注意事項	(1) 見積り参加者の入場は自由ですが、参加者及びその代理人以外の方は入場できません。 (2) 選考の結果、参加者のうち最低加算率以上で最高加算率を見積りした者を設置事業者とし、選考会場内で発表します。 (3) 見積り結果については、参加者数、設置事業者名及び加算率を市公式ウェブサイト公表します。
くじの実施	(1) 同率の見積りが選定事業者数以上ある場合は、選考に引き続いて、くじを引いていただき、設置事業者を決定します。 (2) 参加者がくじを引かないときは、この公募事務を担当しない職員が代行します。くじにより設置事業者を決定したときは、設置事業者の見積書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

10 許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は、令和7年4月1日（火曜日）までに、各施設所管課あてに行政財産使用許可申請書（様式6）を提出するとともに、自動販売機設置管理協定書（以下、「協定書」という。）（様式10）を締結してください。収入印紙が必要な場合があります。

11 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合
- ② 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ③ その他設置事業者が本市の使用許可の相手方として不適当と認められる場合

12 問い合わせ先

新発田市観光振興課
 電 話：0254-28-9960
 受付時間：午前9時から午後5時15分まで
 （閉庁日を除く）
 E-mail:kanko@city.shibata.lg.jp

※ 仕様の内容に関する質問は、1 ページ「3 質問及び回答」の手続きに従ってください。